

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
る日は、翌日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示  
字の区域の変更等  
字の区域の変更  
土地改良法による換地処分(二件)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による八頭中央地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十七年九月七日現在の地番による。)
大字大門字上水 口	大字大門字上水口のうち三八、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一、四二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大門字下深 田	大字大門字下深田のうち三四九の二の一部、三五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大門字上深田三六五の一部、大字大門字向深田三九〇の一部、三九六の一の一部、三九七、三九八の一から三九八の三まで、三九九、四〇〇、四〇三、四〇四、四〇六の一、四〇六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇五の一と一体をなす国有地の一部、大字大門字前伊ノ坪四〇七の二、四〇七の五、四〇八から四一一まで、四二二の一部、四二一三の一、四一三の二の一部、四一四の一部、四一七の一の一部、四一七の三の一部、四一八の一の一部、四一八の二の一部、四一九の一の一部、四一九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大門字井手添四七二の一部、四七三の一の一部、四七三の二の一部、四七四の一の一部、四七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大門字上深 田	大字大門字上深田のうち三六五、三六六の一、三六六の二、三六七の一、三六八の二、三七一の一、三七二の二、三七四の四、三七六の三及び三七七の三以外の区域
大字大門字向深 田	大字大門字向深田のうち三八四の一部、三八四の一の一部、三八五の一の一部、三八五の三、三八七の一、三八七の二、三八九の二、三八九の五、三九〇、三九一、三九六の

<p>大字大門字下森</p>	<p>大字大門字伊ノ坪</p>	
<p>大字大門字下森のうち四四〇の一部、四四二の一部、四四二の二の一部、四四三の一部、四五〇から四五四までの一部、四五五の一、四五五の二、四五六の一から四五六の三まで、四七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大門字伊ノ坪四三九の一部並びに大字大門字清水</p>	<p>大字大門字伊ノ坪のうち四三九の一部以外の区域、大字大門字下深田三四九の二の一部、三五〇及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字前伊ノ坪のうち四〇七の二から四〇七の五まで、四〇八から四一三まで、四一二の一部、四一三の一、四一三の二の一部、四一四の一部、四一七の二の一部、四一七の三の一部、四一八の一部、四一八の二の一部、四一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大門字下森四四〇の一部、四四二の二の一部、四四二の二の一部、四四三の一部、四四二から四五四までの一部、四五五の一、四五五の二、四五六の一から四五六の三まで、四五七及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字井古田四五八の一部、四七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字井手添四七一の一部、四七二、四七三の二の一部、四七三の二の一部、四七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字下河原五七八の一部、五七九の一部、五八〇の四から五八〇の八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字花字下土居三三八及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>一、三九七、三九八の一から三九八の三まで、三九九、四〇〇、四〇三、四〇四、四〇六の一、四〇六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三八八及び四〇五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大門字上深田三六五の一部、三六六の一、三六六の二、三六七の一、三六八の二、三七一の一、三七二の二、三七四の四、三七六の三及び三七七の三並びに大字大門字前伊ノ坪四〇七の一、四〇七の三、四〇七の四及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字大門字下高藤</p>	<p>大字大門字株木</p>	<p>大字大門字井古田</p>	
<p>大字大門字下高藤のうち四九七の一部、四九八の一から四九八の四までの一部、四九九、五〇〇、五〇一の一部、五〇二の一部、五〇五の一部、五〇六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大門字向深田三八七の二、三八七の二、三八九の二、三八九の五、三九〇の一部、三九一、三九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三八八と一体をなす国有地、大字大門字井古田四六五の一部、四六六、四六七から四七〇までの一部及び</p>	<p>大字大門字株木のうち四七六の一、四七六の六、四七九の三、四七九の五、四八〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大門字上水口三八、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一、四二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字大門字向深田三八四の一、三八四の二の一部、三八五の二の一部、三八五の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>ノ元五六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字大門字井古田のうち四五八の一部、四六五の一部、四六六、四六七から四七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大門字下森四五〇から四五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字井手添四七一の一部、大字大門字下高藤四九七の一部、四九八の一から四九八の四までの一部、四九九、五〇〇、五〇一の一部、五〇二の一部、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字梁ヶ坪五四五から五四八までの一部、五四九、五五〇の一、五五一の一、五五二の一の一部、五五三、五五四の一、五五四の二、五五五から五五七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字大門字清水ノ元五五八、五五九、五六〇の一、五六〇の二、五六一の一から五六一の三までの一部、五六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>大字大門字上高藤</p>	<p>これらと一体をなす国有地、大字大門字井手添四七一の一部、四七四の一部、四七四の二の一部、四七五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大門字株木四七六の一、四七六の六、四七九の三、四七九の五、四八〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字大門字梁ヶ坪</p>	<p>大字大門字上高藤のうち五一一の三、五一一の四、五一二、五一三の一、五一三の二、五一四の一、五一五、五一六の一の一部、五一六の三の一部、五一七の一の一部、五二〇の三、五二一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字大門字清水ノ元</p>	<p>大字大門字梁ヶ坪のうち五四五から五四八までの一部、五四九、五五〇の一、五五一の一、五五二の一、五五三、五五四の一、五五四の二、五五五から五五七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大門字下高藤五〇五の一部、五〇六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字大門字上高藤五一一の三、五一一の四、五一二、五一三の一、五一三の二、五一四の一、五一五、五一六の一の一部、五一六の三の一部、五一七の一の一部、五二〇の三、五二一の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字大門字原</p>	<p>大字大門字清水ノ元五六一の一の一部、五六一の二の一部、五六一の四、五六二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字大門字梁ヶ坪五五二の一の一部並びに大字大門字原五六三の五</p>
<p>大字大門字下河原</p>	<p>大字大門字原のうち五六三の五以外の区域 大字大門字下河原のうち五六八の一、五七一の一、五七二の一、五七二の二、五七三の一、五七三の二、五七四、五七四の一、五七四の二、五七五から五七七まで、五七七</p>
<p>大字花字下土居</p>	<p>の、五七八、五七九、五八〇の、五八〇の八まで、五八〇の内一、五八一の一、五八一の二、五八二の、五八二の四まで、五八三の、五八三の三まで、五八三の一、五八四、五八五の一、五八五の二、五八六の二、五八七の一、五九二の一、五九二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五六七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字花字中嶋</p>	<p>大字花字下土居のうち三三八及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字殿字岸下</p>	<p>大字花字中嶋のうち六〇七の一、六〇八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字大門字下森四四〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字大門字下河原五六八の一、五七一の一、五七二の一、五七二の二、五七三の一、五七三の二、五七四、五七四の一、五七四の二、五七五から五七七まで、五七七の一、五七八の一部、五七九の一部、五八〇の、五八〇の三まで、五八〇の四から五八〇の八までの一部、五八〇の内一、五八一の一、五八一の二、五八二の、五八二の四まで、五八三の、五八三の三まで、五八三の一、五八四、五八五の一、五八五の二、五八六の二、五八七の一、五九二の一、五九二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五六七と一体をなす国有地の一部並びに大字殿字中島六〇二の一、六〇三の一、六〇四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字殿字宮ノ下</p>	<p>大字殿字岸下のうち二四五、二四七及び二四八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字殿字五反田</p>	<p>大字殿字宮ノ下のうち五二七の二、五二八から五三三まで、五三五の一、五三七の一、五三八の二、五三九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字殿字五反田のうち五六〇の二、五六〇の五、五六一</p>



<p>大字市谷字井古田</p>	<p>限ノ内五七四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字市谷字井古田のうち六九、七〇の一、七〇の二の一部、七〇の三から七〇の五まで、七〇の六の一部、七〇の七の一部、七〇の八、七一、七二の一、七二の二、七二の二の一部、七三の一の一部、七三の二、七四の一部、七五の一の一部、七五の五の一部、七五の六の一部、七六の一の一部、七六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字市谷字上河原五〇及び五一と一体をなす国有地の一部並びに大字市谷字新田のうち七九の二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字市谷字繩通</p>	<p>大字市谷字繩通のうち八〇の一、八〇の四、八一の一、八一の四、八二の三、八二の四の一部、八二の六、八二の八、八二の一〇、八三の八、八三の一〇、八五の一部、八六の一、八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字市谷字入料免三四の一の一部、三五の二の一部、三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字佐元九一の一部、九二の一、九二の二、九二の三の一部、九二の四、九三の一部、九三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字岸前のうち九九から一〇一までの一部、一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字市谷字桜二〇九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字市谷字隈田</p>	<p>大字市谷字隈田のうち一四五の一、一四五の二、一四六及び一四九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字市谷字樋ノ詰</p>	<p>大字市谷字樋ノ詰のうち一五〇の四以外の区域</p>
<p>大字市谷字岸ノ下</p>	<p>大字市谷字岸ノ下のうち一六八の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字市谷字岸前</p>
<p>大字市谷字大江袋</p>	<p>一〇〇の一部、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字樋ノ詰一五〇の四、大字市谷字小嶋一七九の一部、一八〇の三の一部、一八一の一部、一八二から一八四まで、一八五から一八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字大江袋一八九の一部、大字市谷字桜二〇八から二一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字市谷字塚ノ前二六〇の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字市谷字段</p>	<p>大字市谷字大江袋のうち一八九の一部、一九〇、一九一の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字市谷字佐元九〇の二の一部、九一の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字岸前九一の一部、九二の一部、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字岸ノ下一七八の一部及びこれと一体をなす国有地、大字市谷字小嶋一七九の一部、一八〇の一、一八〇の二、一八〇の三の一部、一八一の一部、一八五の一部、一八六の一部、一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字桜二〇一の一部、二〇二の一部、二〇五の一部、二〇六の一部、二〇六の一、二〇六の二、二〇六の三の一部、二〇七の一、二〇七の二、二〇八の一部、二一〇の一部、二一一、二一二、二一三の一、二一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字段二二四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字市谷字外河原二三五の一部、二三五の一の一部、二三七の一部、二四一の一部、二四二の一部、二四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字市谷字外河原</p> <p>大字市谷字佐元八七、八七の一、八八、八九の一、八九の二、九〇の一、九〇の二の一部、九〇内一、九一の一部、九一の一の一部、九二の三の一部、九三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字桜三〇一の一部、二〇二の一部、二〇三、二〇四、二〇五の一部、二〇六の一部、二〇六の三の一部、二一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字市谷字外河原二三五の一部、二三五の二の一部、二三六、二三七の一部、二三八の二、二三九、二四〇の二、二四一の二、二四二の一部、二四三の一部、二四四の一部、二四五の一部、二四六の一部、二四七の一部、二四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字市谷字大江袋一九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字市谷字塚ノ前二五一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字市谷字塚ノ前</p> <p>大字市谷字塚ノ前のうち二五一の一部、二六〇の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字市谷字岸ノ下一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字小嶋一八七の一部、一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市谷字大江袋一九九の一部、一九〇、一九一の二の一部、一九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字市谷字外河原二四八の一部</p>	<p>大字市谷字大背戸</p> <p>大字市谷字大背戸のうち二九〇の一、二九〇の二の一部、二九一の一部、二九二の一部、二九三の一部、二九四から二九七まで、二九八の二、二九九の一部、三〇〇の一、三〇〇の五、三〇一の二、三〇一の一部、三一二の一部、三二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西御門字道垣七五の一部及び七六の一部</p>	
<p>前 大字市谷字二王</p> <p>大字市谷字二王前のうち三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字市谷字大背戸二九〇の二の一部、二九三の一部、二九四の一部、二九五から二九七まで、二九八の二、二九九の一部、三〇〇の一、三〇〇の五、三〇一の二、三一一から三一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西御門字道垣七六の一部</p>	<p>大字市谷字ドフ</p> <p>大字市谷字ドフの全域、大字市谷字隈田一四五の一、一四五の二、一四六及び一四九と一体をなす国有地の一部、大字市谷字大背戸二九〇の一、二九〇の二の一部、二九一の二の一部、二九二の二、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字市谷字二王前三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字西御門字道垣</p> <p>大字西御門字道垣のうち七五の一部及び七六の一部以外の区域、大字西御門字竹花一五六の二、一五八、一五九の一、一六四の七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字市谷字大背戸三一二の一部、三一一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>弱 大字西御門字定</p> <p>大字西御門字定弱の全域、大字西御門字竹花一五二の二、一五二の五、一五二の六、一五三の二、一五五の三、一五七の一、一五九、一六〇の一部、一六一(一六二)合併、一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字西御門字溝向イ二四三の一部、二四四の一部、二四五から二四七まで、二四八の一部、二四九の二の一部、二五一の一部、二五二の二の一部、二五三の二の一部、二五三の二の一部、二五三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字西御門字代田二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西御門字山崎二五九の一部、二六〇の二の一部、二六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字西御門字竹花</p>	<p>大字西御門字竹花のうち一五二の二、一五二の五、一五二の六、一五三の二、一五五の三、一五六の二、一五七の二、一五八、一五九、一五九の二、一六〇の二、一六一、一六二合併、一六三の一部、一六四の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字西御門字西</p>	<p>大字西御門字西のうち二三六から二三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西御門字梅ヶ坪三五八の一部、三六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西御門字越前三七〇の二の一部、三七〇の二、三七一の一部、三七二の二の一部、三七二の二の一部及び三七二の三</p>
<p>大字西御門字溝向イ</p>	<p>大字西御門字溝向イのうち二四三の二の一部、二四四の一部、二四五から二四七まで、二四八の一部、二四九の二の一部、二五〇の一部、二五二の二の一部、二五二の二の二の一部、二五三の二の一部、二五三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西御門字西二三六から二三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西御門字代田二五四の一部、二五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西御門字四久保田三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西御門字梅ヶ坪三五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西御門字山崎</p>	<p>大字西御門字山崎のうち二五八の一部、二五九の一部、二六〇の二の一部、二六一の二の一部、二六二の二の一部、二六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西御門字代田二五四の一部、二五六の二の一部、二五六の二の一部、二五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西御門字隈ノ内二六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六五の二及び</p>
<p>大字西御門字隈ノ内</p>	<p>び二六六と一体をなす国有地の一部 大字西御門字隈ノ内のうち二六七の一部、二六九から二七一までの一部、二七二から二七四まで、二七五の二、二七五の二、二七六の二の一部、二七六の二の一部、二七六の三、二七六の六の一部、二七七の二から二七七の三までの一部、二七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六五の二及び二六六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字西御門字代田二五七の一部、大字西御門字山崎二五八の一部、二六一の二の一部、二六二の二の一部、二六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西御門字菅原三四〇の二の一部、三四一の二、三四一の二の一部、三四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西御門字宮ノ前</p>	<p>大字西御門字宮ノ前のうち三一八の四の一部、三一九、三二〇の二の一部、三二一の二の一部、三二一の二の一部、三二一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二二及び三二三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字西御門字上州三二五及び三二五次一と一体をなす国有地の一部並びに大字西御門字佐伊ノ木三三〇の二の一部、三三二の二の一部、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西御門字上州</p>	<p>大字西御門字上州のうち三二五及び三二五次一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字西御門字宮ノ前三二二及び三二三と一体をなす国有地の一部、大字西御門字佐伊ノ木三三〇の二の一部、三三〇の二及び三三一の二の一部、大字西御門字高岩三八九の二の一部、三八九の四の一部、三九〇、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西御門字古宮三九二の一部、三九二の二の一部、三九三の三の一部、三九四の二の一部及びこれらと一体をなす</p>

大字西御門字佐伊ノ木	固有地	<p>大字西御門字佐伊ノ木のうち三三〇の二の一部、三三〇の二、三三二の二の一部、三三二の二の一部、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域、大字西御門字限ノ内二六九から二七一までの一部、二七二から二七四まで、二七五の二、二七五の二、二七六の二の一部、二七六の二の一部、二七六の三、二七六の六の一部、二七七の二から二七七の三までの一部、二七八の二の一部及びこれらと一体をなす固有地、大字西御門字宮ノ前三一八の四の一部、三一九、三二〇の二の一部、三二一の二の一部、三二一の二の一部、三二一の五の一部及びこれらと一体をなす固有地、大字西御門字芦原三三五、三三六の一部、三三七の二の一部、三三七の二の一部、三三九の一部、三四〇の二の一部、三四〇の二の一部及びこれらと一体をなす固有地並びに大字西御門字高岩三八八の二の一部、三八九の二の一部、三八九の二の一部、三八九の三、三八九の四の一部、三九一の一部及びこれらと一体をなす固有地</p>
大字西御門字高松	<p>大字西御門字高松のうち三四八の四の一部、三四九の二の一部、三四九の二の一部、三五〇、三五一の二、三五二の二の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域、大字西御門字代田二五四の一部、二五五の一部、二五六の二の一部、二五六の二の一部、二五六の三、二五七の一部及びこれらと一体をなす固有地、大字西御門字山崎二五八の一部及びこれらと一体をなす固有地、大字西御門字芦原三三六の一部、三三七の二の一部、三三七の二の一部、三三八、三三九の一部、三四〇の二の一部、三四〇の二の一部、三四一の二の一部、三四一の三の一部、三四二から三四六まで、三四七の二、三四七の二及びこれらと一体をなす固有地、大字西御門字四久保田のうち三五七の二の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域、大字西御門字</p>	
大字西御門字越前	<p>梅ヶ坪三五八の一部、三五九の一部、<b>三六〇</b>（合併の一部、三六二の二の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす固有地、大字西御門字桜三八一の一及び三八六の一と一体をなす固有地の一部並びに大字西御門字高岩三八八の二の一部及びこれらと一体をなす固有地並びに三八七の五及び三八七の六と一体をなす固有地の一部</p>	<p>大字西御門字越前のうち三七〇の二の一部、三七〇の二、三七一の二の一部、三七二の二の一部、三七二の二の一部、三七二の三及びこれらと一体をなす固有地以外の区域、大字西御門字高松三四八の四の一部、三四九の二の一部、三四九の二の一部、三五〇、三五一の二、三五二の二の一部及びこれらと一体をなす固有地、大字西御門字梅ヶ坪三五八の一部、三五九の一部、<b>三六〇</b>（合併の一部、三六二の二の一部、三六三から三六七まで、三六八の一部、三六九の一部及びこれらと一体をなす固有地並びに大字西御門字桜三八八の二、三八〇及び三八一の一と一体をなす固有地の一部</p>
大字西御門字桜岩	<p>大字西御門字桜のうち三七八の二、三八〇、三八一の二及び三八六の一と一体をなす固有地以外の区域並びに大字西御門字高岩三八七の五及びこれらと一体をなす固有地の一部</p> <p>大字西御門字高岩のうち三八七の五、三八七の八の一部、三八八の二、三八九の二の一部、三八九の二の一部、三八九の三、三八九の四、三九〇、三九一の二の一部、三九一の二の一部及びこれらと一体をなす固有地の一部並びに三八七の六と一体をなす固有地以外の区域並びに大字西御門字古宮三九三の四の一部、一〇〇九の二の一部、一〇〇九の二、一〇〇九の二及び一〇〇九の三の一部</p>	



大字西御門字古宮

大字西御門字古宮のうち三九二の一部、三九二のの一部、三九三の三の一部、三九三の四の一部、三九四のの一部、一〇〇九の一部、一〇〇九の一、一〇〇九の二、一〇〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西御門字高岩三八七の八の一部、三八九の二の一部、三九一の一部及び三九一の二の一部

廃止する字の名称

大字大門字前伊ノ坪、大字大門字井手添、大字市谷字大口、大字市谷字上河原、大字市谷字新田、大字市谷字佐元、大字市谷字岸前、大字市谷字小嶋、大字市谷字桜、大字西御門字代田、大字西御門字芦原、大字西御門字四久保田及び大字西御門字梅ヶ坪

鳥取県告示第二百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による淀江字田川地区第五工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十七年十月二十七日現在の地番による。）

大字福岡字西墓垣

大字福岡字西墓垣のうち二九の二の一部、三〇の一、三一、三二の一部、三三の一部、三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福岡字川向三五の二の一部、三五の二の一部、四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字福岡字川向

大字福岡字川向のうち三五の二の一部、三五の二の一部、四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五の二及び三五の二と一体をなす国有地以外の区域、大字福岡字西墓垣三四の二の一部、大字福岡字下内代五四の二の一部、五六の二の一部、六八の二の一部、六八の二、六九、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福岡字下ソリ七六の一部、七六の二の一部、七八から八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字福岡字下内代

大字福岡字下内代のうち五四の二の一部、五六の二の一部、六一から六四までの一部、六七の一部、六八の二の一部、六八の二、六九、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福岡字下ソリ七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福岡字上ソリ九八の二の一部及び九八の二の一部

大字福岡字下ソリ

大字福岡字下ソリのうち七一、七二、七六の一部、七六の二の一部、七八から八一までの一部、八二の三、八三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七三の二及び七三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域大字福岡字川向三五の二及び三五の二と一体をなす国有地の一部並びに大字福岡字下内代六八の二の一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字福岡字上ソリ</p>	<p>大字福岡字上ソリのうち九七の一の一部、九八の一の一部、九八の二の一部、一〇一、一〇二及び一〇四の一部以外の区域、大字福岡字下内代六七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字福岡字下ソリ七一の一部、七二及びこれらと一体をなす国有地並びに七三の一及び七三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福岡字上内代</p>	<p>大字福岡字上内代の全域、大字福岡字下内代六一から六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福岡字上ソリ九七の一の一部、九八の二の一部、一〇一、一〇二及び一〇四の一部</p>
<p>大字福岡字宮廻</p>	<p>大字福岡字宮廻の全域、大字福岡字西墓垣二九の一の一部、三〇の一、三一、三二の一部、三三の一部、三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四の一と一体をなす国有地の一部、大字福岡字川向三五の二と一体をなす国有地の一部並びに大字福岡字下ソリ八二の三八三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る淀江宇田川地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫